

## パブリックコメントに対して寄せられたご意見に対する本市の考え方

### (大分市開発行為の許可の基準に関する条例(案)について)

意見提出期限：令和3年8月2日(月)～令和3年8月31日(火)

意見の提出者： 7人

意見件数： 9件

	ご意見	ご意見に対する本市の考え方
1	<p>貴庁の制定理由にありますように、大分市におきましては公園の整備が進んでいることや、ある程度の緑が残っているように考えられます。</p> <p>その上で、開発で作られる小規模公園については、建物新築時にはある程度の利用があると思われませんが、年月の経過とともに利用頻度は著しく低下していると思われま。</p> <p>また、小規模の公園については、ボール使用禁止や子供達が声を出して遊んでいると怒られる等、小規模公園ならではの問題も散見されます。</p> <p>よって、貴庁での維持管理での費用面からも、最低限度を1ヘクタール以上への引き上げる内容に賛同致します。</p>	<p>貴重なご意見、ありがとうございます。</p> <p>今後の条例制定時の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>開発行為における公園等の設置基準を現行の開発面積300平方メートルから10000平方メートルに緩和することについて賛成します。</p>	<p>貴重なご意見、ありがとうございます。</p> <p>今後の条例制定時の参考とさせていただきます。</p>
3	<p>但し1箇所当たりの面積の限度300平方メートルについて柔軟に対応出来ないでしょうか。</p> <p>例えば開発面積が12000平方メートルであれば公園1箇所設置の場合360平方メートルですが、土地利用上2ヶ所設けたい場合もあります。</p> <p>その際は各々が300平方メートルで2ヶ所になると600平方メートルになり事業者としては有効が減ることになります。</p> <p>そこで例えば最低面積を150平方メートル以上にし、トータルで開発面積の3%以上に出来れば良いかなと思います。(ちなみに例の場合160+200=360平方メートル)</p>	<p>本市において地域における公園整備が一定程度進捗していること、小規模な公園等の管理について負担が増加していること等を踏まえ、公園の1箇所当たりの最低面積を300平方メートル以上としております。</p> <p>いただいたご意見は今後の条例制定時の参考とさせていただきます。</p>
4	<p>公園設置基準の緩和により都市部に緑が減ることは残念ですが、緩和により宅地等の利用面積も増えることから設計側として賛成です。</p>	<p>貴重なご意見、ありがとうございます。</p> <p>今後の条例制定時の参考とさせていただきます。</p>
5	<p>宅地造成事業者はなるべく宅地率を上げようとし、公園・緑地等の販売外の施設等は最小の面積で計画することが多いように思われます。</p> <p>したがって3000m<sup>2</sup>の開発行為時の公園といえれば最低90m<sup>2</sup>～100m<sup>2</sup>程度であり、公園施設・遊具等は最低数だったり、ましてや基本的に狭い為設置できないように見え、少子高齢化が進んでいるのかは詳しく分かりませんが、子供たちやそれ以外の方も遊んでいるのをそんなに見かけないような気がします。</p> <p>大分市内は一昔前に比べて大規模な公園やモール等が充実してきているようで、子供たちや家族連れなど、そちらではよく見かけ、長時間利用されている感じがします。</p> <p>公園緑地課・管理事務所等の負担減の意味合いでも、今回の基準緩和の条例制定について賛同させていただきます。</p>	<p>貴重なご意見、ありがとうございます。</p> <p>今後の条例制定時の参考とさせていただきます。</p>

	ご意見	ご意見に対する本市の考え方
6	面積を300平方メートル以上とすることで、利用価値のある公園として、よく検討されていると思います。	貴重なご意見、ありがとうございます。 今後の条例制定時の参考とさせていただきます。
7	今日まで開発計画を行うに当たり「3,000平方メートル」という面積は計画の転換をはかる上で大きな基準でした。 それを超える面積となると公園設置の必要があるためであり、また、3,000平方メートル以上か未満かにより収支に大きく影響が出るためです。 1.0ha以下であれば公園が不要となれば、こちらとしましては土地利用計画、大変ありがたいことです。	貴重なご意見、ありがとうございます。 今後の条例制定時の参考とさせていただきます。
8	されど1.0haであれば専用住宅の区画数でおよそ30区画程度と思えますが、これがもし全く公園が無かった場合、特に若い世代の住民においては幼児、児童が集うコミュニティ的な広場等が必要と考えます。 そこで案として開発面積5,000平方メートル以上、計画戸数15区画を目途に、開発道路沿いに腹付け状の小広場の設置を考えてみてはいかがでしょうか。 管理についてはベンチ、高、中木2本程度であれば道路維持課で行えるのではないかと考えます。	本市において地域における公園整備が一定程度進捗していること、小規模な公園等の管理について負担が増加していること等を踏まえ、公園の1箇所当たりの最低面積を300平方メートル以上としております。 いただいたご意見は今後の条例制定時の参考とさせていただきます。
9	3000m <sup>2</sup> 未満にする開発行為案件がおおい理由として公園整備に係る費用が伴うことにより、事業収支がなりたたなくなるとの声を事業主から多く聞くようになりました。 結果、荒れ果てた農地や未整備の土地を開発する機会が減少し、農業従事者の担い手が不足している中で、土地の有効利用ができないことが現状です。 大分市各地域の活性化及び大分市公園緑地課の維持・管理の面で今回の緩和基準は、大分市民にとって有益なものなると考えます。	貴重なご意見、ありがとうございます。 今後の条例制定時の参考とさせていただきます。